



2020.5月号

発行

砂川商工会議所
砂川市西4条北4丁目
TEL(代)52-4294・FAX52-4296

編集

砂川商工会議所広報委員会
(通巻 602号)

<https://sunagawa-cci.or.jp/>
E-mail:info@sunagawa-cci.or.jp

◆持続化給付金◆

本制度は、感染症拡大により、特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を下支えし、再起の糧としていただくため、事業全般に広く使える給付金を支給するものです。

給付額	<p>法人は200万円 個人事業者は100万円 ※ただし、昨年1年間の売上からの減少分を上限とします。 ■売上減少分の計算方法 前年の総売上(事業収入)－(前年同月比▲50%月の売上×12か月)</p>
給付対象の主な要件 ※商工業に限らず幅広い業種が対象です	<p>1. 新型コロナウイルス感染症の影響により、ひと月の売上が前年同月比で50%以上減少している事業者 2. 2019年以前から事業による事業収入(売上)を得ており、今後も事業を継続する意思がある事業者。 3. 法人の場合は、①資本金の額又は出資の総額が10億円未満又は、②上記の定めがない場合、常時使用する従業員の数が2,000人以下</p>
申請方法・必要書類	<p>◎持続化給付金ホームページにアクセスをし、手順に沿って電子申請。 ※電子申請を行うことが困難な事業者の方向けに、感染症対策を講じた上で、完全予約制の申請のサポート支援を行う窓口を全国に順次設置する予定。 ◎申請に必要な書類 ①2019年(法人は前事業年度)確定申告書類(收受日付印が押印されているもの) ※青色の場合は追加で青色申告決算書の控1ページと2ページ ※收受日付印がない場合は提出する年度の「納税証明書(その2所得金額用)」が必要です。 ②売上減少となった月の売上台帳の写し ③通帳写し ④(個人事業者のみなさま)身分証明書写し ◎申請期間(令和2年5月1日～令和3年1月15日まで)</p>

【お問合せ・ご相談】 持続化給付金事業コールセンター ☎0120-115-570

【申請・詳細HP】 <https://jizokuka-kyufu.jp>

休業等の要請期間の延長について

令和2年5月4日、政府において5月6日で期限を迎える緊急事態宣言の5月31日までの延長が決定し、北海道においても、「緊急事態措置」を5月31日まで延長するとともに、**休業等の要請期間を、当面5月15日まで延長することとなりました。**

◆休業協力・感染リスク低減支援金◆

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、令和2年4月25日(土)から5月6日(水)までの期間、休業等の要請にご協力いただき、感染リスクを低減する自主的な取組を行う事業者に対し、支援金を支給するものです。

休業要請対象施設	キャバレー、ナイトクラブ、スナック等の遊興施設や大学、学習塾等の文教施設。 ※詳しくは北海道「休業要請等について」下記ホームページに掲載した施設の使用停止対象施設一覧をご確認ください。
支援金対象期間	4月25日(土)～5月6日(水)まで ※感染症の状況により、休業等期間が延長される場合もありますが、 <u>この場合にも休業等の延長にご協力をいただくことが支給の要件となります。</u>
支援額	①休業要請を受けた施設を休業すること 法人 30万円 個人 20万円 ②酒類を提供する上記を除く飲食店において、酒類の提供時間の短縮(19時まで)を行うこと 個人・法人問わず 10万円
申請方法等	◎申請に必要な書類 ①申請書(下記北海道公式ホームページにて印刷可能) ②営業の実態が確認できるもの ・直近の確定申告書(法人の場合は別表1、個人の場合は第1表)の本人控写し ③業種・業態が確認できるもの ・施設の宣伝チラシ、ホームページ、広告等の写し ・申請する対象施設の外観(社名や店舗名入り)及び内景がわかる写真 ④休業等の状況が確認できるもの ・ <u>対象期間中に、休業する(していた)こと、酒類の提供時間を短縮する(していた)ことがわかる店頭告知チラシやメニュー、それらが入った施設の写真、自社ホームページの写し等。</u> ⑤感染リスクを低減する自主的な取組の確認できるもの ・自主的な取組内容が記載された書類、こうした取組内容が記載された店頭告知チラシや写真、自社ホームページの写し等。 「例」 ア 換気や行列間隔の工夫など、3つの密(密閉・密集・密接)の防止 イ 従業員のマスク着用など、飛沫感染・接触感染の防止 ウ 時差出勤や在宅勤務など、移動時の感染の防止 ⑥誓約書(下記北海道公式ホームページにて印刷可能) ・申請書類に虚偽がないことなどの誓約 ⑦通帳の写し ・口座名義人、口座番号、口座種別、金融機関名、支店名がわかる写し ⑧本人確認書類の写し(個人事業者のみ) ・申請者本人の身分証明書(運転免許証、パスポート、健康保険証など)の写し ◎申請方法 ①郵送申請(受付期間は令和2年4月30日～7月31日まで) ・簡易書留やレターパックプラス等(追跡と受取確認できるもので)郵送 ・宛先 〒060-8588(住所不要)北海道休業協力・感染リスク支援金 申請受付

【お問合せ・ご相談】 北海道新型コロナウイルス感染症対策本部 休業要請相談専用ダイヤル

☎011-206-0104又は☎011-206-0216

【詳細HP】 <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/ssa/kyuugyouousei.html>

◆特別定額給付金◆

緊急事態宣言の下、人々が連帯して、一致団結し、見えざる敵との闘いという国難を克服しなければならぬという状況の下、医療現場をはじめとして全国各地のあらゆる現場で取り組んでおられる方々への敬意と感謝の気持ちを持ち、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うものです。

支給対象者	基準日(令和2年4月27日)において、住民基本台帳に記録されている者 受給権者は、その者の属する世帯の世帯主
給付額	世帯構成員1人につき10万円
申請方法	感染拡大防止の観点から、給付金の申請は次の(1)及び(2)を基本とし、給付は、原則として申請者の本人名義の銀行口座への振込により行う。 (1) 郵送申請方式 市町村から世帯主宛てに郵送された申請書に振込先口座を記入し、振込先口座の確認書類と本人確認書類の写しとともに市町村に郵送。 (2) オンライン申請方式(マイナンバーカード所持者が利用可能) マイナポータルから振込先口座を入力した上で、振込先口座の確認書類をアップロードし、電子申請(電子署名により本人確認を実施し、本人確認書類は不要)。 (3) 窓口申請(やむを得ない場合に限り) 砂川市では地域交流センターゆうでの受付を予定

【お問合せ・ご相談】 各市町村(砂川市の場合は砂川市役所 ☎0125-54-2121)

「新型コロナウイルス感染拡大が企業活動に及ぼす影響調査」の結果について

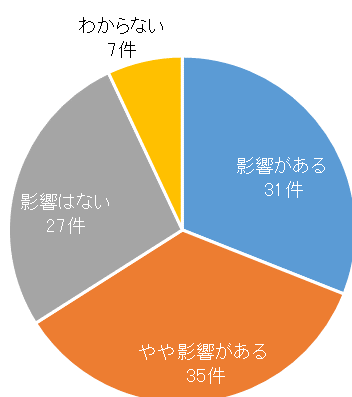
砂川市と砂川商工会議所では、会員事業所を対象とした「新型コロナウイルス感染拡大が企業活動に及ぼす影響調査」を実施しました。アンケート調査は3月16日から23日に実施。会員事業所364件に送付し、100件から回答がありました。

その中で、「企業活動に影響がありますか?」の問いに対し、影響があると答えた事業所は66社で、特に割合が高かったのは、宿泊・飲食サービス業(100%)、卸・小売業(73%)でした。影響の内容としては、売上減少、製品の入荷遅れ、予約キャンセル、商品の欠品、資金繰りなどで企業活動に多大な影響がでていることが確認できました。

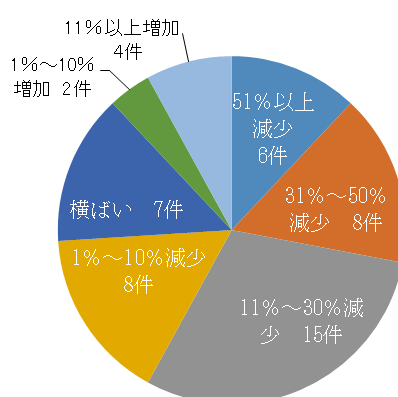
また、今後3カ月(3月~5月)の売り上げの見通しでは、前年比で「減少する」は83%、「横ばい」9%、「増加する」は8%で、影響が長引くことにより、深刻な影響が懸念される結果となりました。

砂川商工会議所では、この調査結果を受けて、4月3日に砂川市に緊急要望を実施。「1. 万全の資金繰り支援」と、「2. 収束を見据えた経済対策の実施」の早期実施をお願いしました。

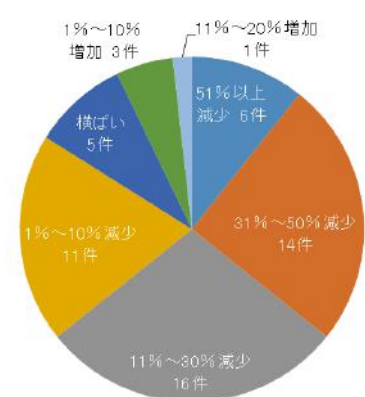
■新型コロナウイルス感染拡大で
企業活動に影響はありますか



■本年2月の売り上げについて、前年と比較して



■今後3カ月の売り上げ予想について、
前年と比較して



砂川商工会議所のホームページをリニューアルしました！

4月1日より、当所のホームページを全面リニューアル致しました。

スマートフォンの普及や社会の情報化が進む時代に対応し、会員企業をはじめとする皆様への情報発信効果を高めるため、この度の運びとなりました。

また、従来のホームページにはなかったコンテンツを追加し、項目ごとに情報をまとめたことで、利用者の皆様が必要とする情報によりアクセスしやすいサイトとなるよう設計しました。

※この度のリニューアルに伴い、ホームページ及び代表メールアドレスを変更しております。旧サイトのページをお気に入りなどに登録されている場合は、再度登録していただきますようお願い致します。

○ホームページ

- 【旧アドレス】 <http://sunagawa-cci.com/>
- 【新アドレス】 <https://sunagawa-cci.or.jp/>

○代表メールアドレス

- 【旧アドレス】 sunacci@ninus.ocn.ne.jp
- 【新アドレス】 info@sunagawa-cci.or.jp



砂川商工会議所 新入会員のご紹介

▽(有)三浦商事

取締役 三浦 光男

砂川市空知太

東1条5丁目1-29

業種

一般貨物自動車運送業

△会議所所属部会▽

自動車運輸部会

▽(株)たびのそら

代表取締役

岩淵 真里子

砂川市西4条

南1丁目3-2

業種

加工品製造販売業

△会議所所属部会▽

商業部会

☆ご入会ありがとうございます。

YEGのうごき 4月

15日▼第1回理事会(新旧合同) 会議所

会議所のうごき 4月

1日▼辞令交付 会議所

6日▼北観協空知地区本部役員 会議所

13日▼法人会砂川支部正副支部長・女性部長会議 会議所

▼第1回砂商連三役会 会議所

14日▼小規模事業指導費補助金実績審査 札幌市

15日▼砂川青色申告会第1回役員会 会議所

16日▼第1回三役会 会議所

▼柳通り商店会総会並びに懇親会 肉ONE

17日▼道北商工会議所専務理事会議 旭川市(中止)

20日▼会員企業従業員健康診断 会議所(中止)

21日▼砂川もつと花いっぱい運動推進協議会役員会 会議所(中止)

24日▼第1回監事会 会議所

▼第1回砂川市雇用創出協議会 市役所(中止)

▼第1回砂商連役員会 会議所(中止)

28日▼砂川市インバウンド受入協議会

砂川パークホテル(中止)

会議所のうごき 5月

11日▼第2回三役会 会議所

12日▼第1回商業委員会会議所

14日▼第18回道北商工会議所正副会頭会議 深川市(中止)

19日▼第1回常議員会 会議所

28日▼通常議員総会 砂川パークホテル

※5月の予定については、緊急事態宣言の状況によって開催内容を変更する可能性があります。

イベント中止

◇第46回すながわ 緑と花の祭典

◇北海道子どもの国 フェスティバル

お買い物物は地元商店街で！